

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第18回 ベトナム

2025年12月

ベトナムの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15
ベトナムの課税事例（外国契約者税）	16
Q D M T T	18

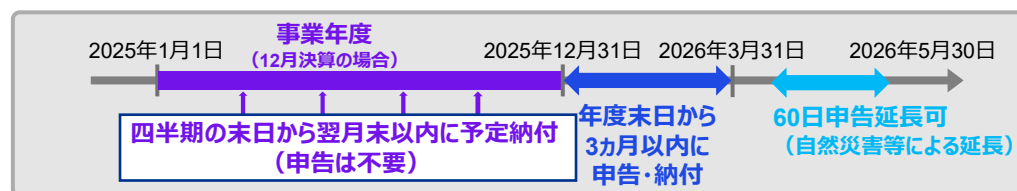
税制概要



- ベトナム社会主義共和国は、北は中国、西はラオス、カンボジア、東と南は南シナ海に面しており、首都はハノイである。ベトナムの政治体制は、社会主義共和制で、国家主席を国家元首としており、議会は一院制である。
- 言語：ベトナム語
- 通貨：ベトナムドン（VND）
- 居住法人：条文において法人居住地の正式な概念は存在しない。ベトナム法人もベトナム国外法人もベトナムで全世界所得課税を受ける。ただし、ベトナム国外法人でベトナムにPEがない法人は、ベトナム源泉所得のみの課税
- 居住法人の課税所得範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：ベトナム税務総局（General Department of Taxation；GDT）

法人所得税（Enterprise Income Tax；EIT）

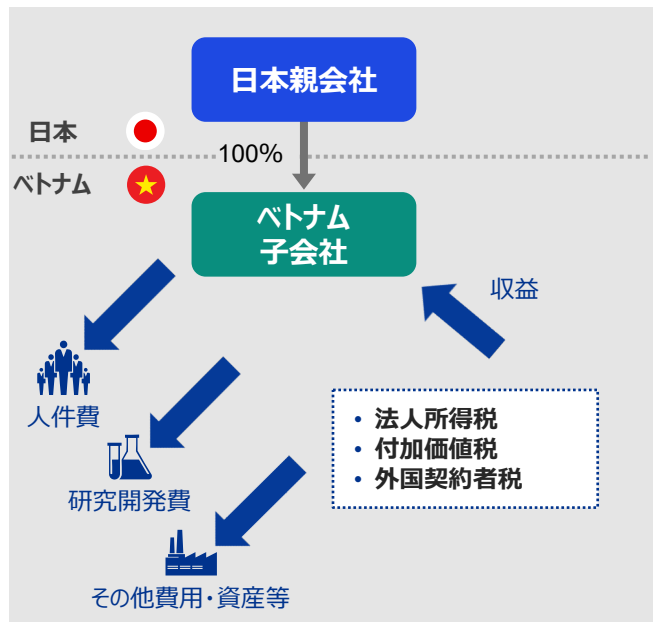
税率	20%
課税年度	原則暦年 ただし、決算期を各四半期末に変更することも可能（要申請）
申告納付期限	決算期末から3ヵ月以内



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

付加価値税（VAT）	課税対象となる物品やサービスの取引額に対して課される付加価値税。標準税率は10%だが、指定されたカテゴリーの物品およびサービスについては0%または5%の税率が適用される。
外国契約者税（Foreign Contractor Tax；FCT）	外国法人がベトナム国内で所得を得た場合等に課される法人所得税およびVATの性質を有する税金。所得等を外国法人に払う際に源泉徴収し、申告納付する（例：利子の場合は5%）。
事業登録料（Business License Fee）	生産・事業活動を行う組織に対し、定款登録資本金額あるいは年間売上額に応じて申告義務および一定額の納付義務が課される（例：登記資本金10,000百万VND超の会社の場合、税額は3百万VND）。
社会保険	雇用主が被雇用者に係る給与額を基準として社会・健康・失業保険の掛金を一部負担。

事業課税（事業期間中）（1/2）



ベトナム法人所得税

税率	20%（2016年1月1日以降）
課税所得計算	会計上の利益から調整申告（原則日本と同様）
欠損金	繰越期限 発生した翌年度から5年間（相殺の制限はなし）
	繰戻し 認められない
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> キャピタルゲインは其他所得として標準税率である20%の法人税率で課税される。 キャピタルロスは、事業損失と同様に扱われるため、どのような所得とも相殺が可能。繰越欠損金の一部として5年間の繰越しが可能。
中間納付	<ul style="list-style-type: none"> 四半期の損益計算による利益に基づく課税所得を基礎とする法人税額で予定納付（申告は不要） 第4四半期までの予定納付税額の合計額が年税額の80%未満の場合はその差額に対する延滞税（差額の0.03%/日）が第4四半期予定納付日から確定申告日までの期間課される
法人所得税債務の時効	申告期限から10年
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない

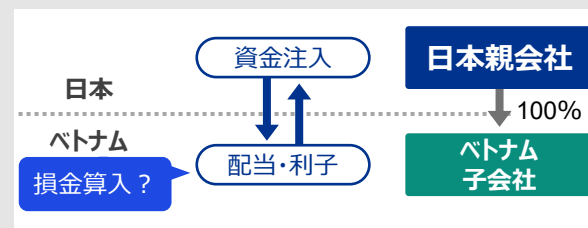
事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法	法人所得税の計算上注意を要する項目
会計上の税引前当期利益	一般原則 <ul style="list-style-type: none"> • 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。 • 損金算入費用について、特に親会社への送金については、適切な説明書類がない場合、否認されることが多い。
(+) 損金不算入項目	固定資産の償却費 <ul style="list-style-type: none"> • 休止期間が9ヵ月を超える固定資産など、一定の固定資産の減価償却費の損金算入は認められない。
(-) 非課税所得	給与・賃金等 <ul style="list-style-type: none"> • 株主等への給与、従業員のための任意年金掛金のうち、月当たり300万VNDを超える部分の金額等は損金算入が認められない。
当期課税所得	支払利子（関連者取引） <ul style="list-style-type: none"> • 1会計期間におけるEBITDA（営業利益 + 利子費用 + 固定資産の減価償却費）の30%を超える部分の金額については損金算入が認められない。損金不算入とされた利子費用は、5年以内の期間にわたり繰越しが可能。
(-) 税務上の繰越欠損金	引当金 <ul style="list-style-type: none"> • 回収期限を超えている債権で、通達の規定する限度額を超過したものは損金算入されない。
査定所得	寄附金 <ul style="list-style-type: none"> • 外部の基金等（教育基金、医療保険基金、災害復興支援基金、貧困者用住宅基金等）に対する寄附金で、要求される証明書類がないものは損金算入されない。 • 上記以外に対する寄附金については、損金算入が認められない。
(x) 法人税率	広告宣伝費 <ul style="list-style-type: none"> • 2015年より、広告宣伝費の課税控除上限が撤廃されている（原則全額損金算入可能）。
法人税額	受取配当 <ul style="list-style-type: none"> • 国内法人からの受取配当について、国内で支払法人が法人所得税の課税を受けている場合、その法人からの配当は、益金不算入となる。 • 外国法人からの配当は課税の対象となるが、外国税額控除の対象に含まれる。
(-) 源泉税額	損金不算入の費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、以下のいずれかの要件を満たさない費用は、損金算入されない <ul style="list-style-type: none"> • 事業活動に直接起因し、関連すること • 法律の規定に沿ったインボイス等の証憑を作成・添付していること • 5百万VND以上の取引で、銀行送金等の非現金決済による支払証憑を添付すること（政令草案の内容で、2025年11月21日時点で確定していない） ● 上記の3要件を充足していても、通達により損金不算入の取扱いがされる費用がある（減価償却費や給与・賃金等）
(-) 中間納付税額	
差引法人税額	

事業課税（資金注入、資金還流時）

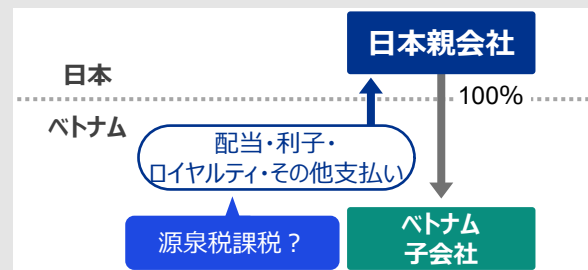
資金注入した 場合の留意点

- 過少資本税制の規定はない（1会計期間において損金算入できる支払利子はEBITDAの30%が上限）
- 損金不算入とされた利子費用は、5年以内の期間にわたり繰越しが可能



利益の送金 および 関連者取引

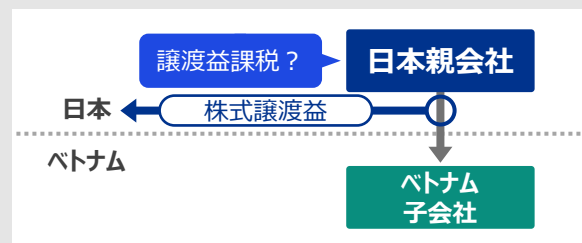
- 利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉徴収の法人所得税FCTの対象となる
 - 配当：0%
（ベトナム子会社から日本親会社への利益送金に対しては課税されない）
 - 利子：5%
 - ロイヤルティ：10%
- 日本への支払い等については日越租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - 配当：0%（日越租税条約の制限税率は10%）
 - 利子：5%（日越租税条約の制限税率は10%）
 - ロイヤルティ：10%（日越租税条約の制限税率）



事業課税（撤退時）

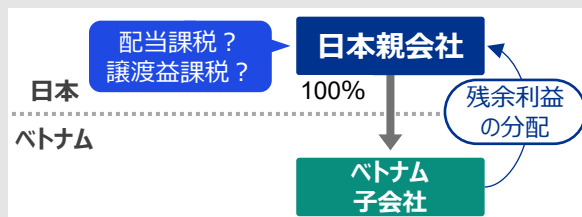
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 外国企業が、出資・株式の譲渡を行った際には譲渡額に対して一定の税率で計算されたベトナムの法人所得税が課される（出資譲渡：2%、証券譲渡：0.1%、**ただし、政令草案の内容で、2025年11月21日時点で確定していない**）。譲渡対象となったベトナム法人が代わって申告・納税する。
- なお、日越租税条約上は、次の条件に該当する場合には、ベトナムに課税権を認めている
 - 譲渡事業年度における株式の所有割合がいずれかの時点で25%以上であり、かつ、譲渡事業年度における譲渡した株式の数が5%以上であること
 - 当該法人の財産が主にベトナム不動産から構成されていること※なお、上記以外の場合、租税条約の免税申請により、法人所得税が免除される



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主において、特段の課税は生じない



納税要件・課税範囲

		居住法人	非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲		全世界所得	ベトナム源泉所得（ベトナムPEの活動に関連のある国外所得も対象になる）	
投資先	居住法人	等 配当	国内で支払法人が法人所得税の課税を受けている場合、その法人からの配当について法人所得税の課税はない	
		の 株式等 譲渡	譲渡 利益	税率20%での法人所得税の課税対象になる
			譲渡 損失	損金算入
	非居住法人	等 配当	<ul style="list-style-type: none"> 税率20%での法人所得税の課税対象になる 外国法人からの配当は課税の対象となるが、外国税額控除の対象に含まれる 	
		の 株式等 譲渡	譲渡 利益	税率20%での法人所得税の課税対象になる
			譲渡 損失	損金算入
国外支店の所得の取扱い		税率20%での法人所得税の課税対象になる		
CFC課税		現行の法制度はなし		

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

国内向け払いにかかる源泉税	配当：対象外 利子：5%
従業員の雇用にかかる税務等	<p>社会保険、健康保険ならびに失業保険 雇用主は社会保険料等を支払わなければならない（社会・健康保険はベトナム国民および駐在員^{*1}対象、失業保険はベトナム国民のみ対象）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険：給与の17.5% 失業保険：給与の1% 健康保険：給与の3% <p><small>*1 企業内人事異動の区分にて労働許可書を取得している場合を除く</small></p>
付加価値税（VAT）	<p>課税取引 物品およびサービスの提供ならびに輸入</p> <p>税率 標準税率は10%である。 軽減税率：5% 必需物品および必需サービス（水、肥料、教育助成、食料品、医薬品および医療機器、農業サービス、科学技術サービス等） 0%税率 適格とされる物品およびサービスの輸出 ※一定の農産品の販売、医療サービスなどは非課税取引となる</p> <p>インボイスの有無 VATのためのインボイスの発行が必要（2022年7月1日以降、企業は電子インボイスの使用が義務付けられる）。</p> <p>課税期間 毎月（前年の売上高が500億VND以下の場合、四半期での申告も可能）</p> <p>申告期限および納付期限 原則月次申告・納付は翌月20日。四半期申告・納付の場合は、翌月末。</p> <p>課税取引に関する特記事項 仕入税額が売上税額よりも多い場合、例外要件に該当しないと還付請求できないため、繰越して控除しなければならない場合がある。</p>
印紙税	なし
デジタル課税	2022年1月1日以降、PEがないと判断される国外のeコマース事業者には、法人所得税およびVATの性質を有する課税を実施している。eコマース事業者自ら税務登録を行い、申告納付する必要があるが、実施されていない場合においては、BtoBの場合、ベトナム企業にて外国契約者税の方法で代理申告を実施する。一方、BtoCの場合、金融機関等がこの税金を源泉徴収し、申告納税義務を履行しなければならない。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

項目	対象企業・事業	優遇措置内容
社会的・経済的に 困難な地域への新規投資	社会的・経済的に困難な地域 ^(*) へ新規投資する企業または投資プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 10年間にわたる優遇税率17%の適用 2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
社会的・経済的に “特別に”困難な地域や ハイテク区への投資	社会的・経済的に“特別に”困難な地域 ^(*) 、ハイテク区へ投資する企業 または投資プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 15年間にわたる優遇税率10%の適用 4年間の免税 & 原則9年間の減税
経済区への投資	社会的・経済的に困難または“特別に”困難な地域における経済区へ 新規投資する企業または投資プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 15年間にわたる優遇税率10%の適用 4年間の免税 & 原則9年間の減税
	上記以外の経済区への投資	<ul style="list-style-type: none"> 10年間にわたる優遇税率17%の適用 2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
特定の製造業	省エネ製品や高品質な鉄の製造、農業・林業・水産業・塩用の設備・ 餌の製造、灌漑設備製造等の事業	<ul style="list-style-type: none"> 10年間にわたる優遇税率17%の適用 2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
農業または水産業の分野 における栽培・畜産・加工業	社会的・経済的に“特別に”困難な地域において行う、農業または 水産業の分野における栽培・畜産・加工事業	<ul style="list-style-type: none"> 非課税所得
	社会的・経済的に困難な地域において行う、農業または水産業の 分野における栽培・畜産・加工事業	<ul style="list-style-type: none"> 優遇税率10%（全期間）
	上記以外の地域において、農業または水産業の分野における栽培・ 畜産・加工事業	<ul style="list-style-type: none"> 優遇税率15%（全期間）

*1 Decree 31, Decree 239 Appendix に対象地域を規定

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目	対象企業・事業	優遇措置内容
特定の研究・開発事業	研究・技術・特定のハイテク・インフラ・エネルギー生産・バイオ技術・環境保護技術に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 原則15年間にわたる優遇税率10%の適用 4年間の免税 & 原則9年間の減税
大規模事業	<ul style="list-style-type: none"> 投資資本が最低12兆VND（約670億円）で、科学技術法に定めたテクノロジーを使用し、投資許可を得た日から5年以内に当該投資資本を拠出する、大規模製造業プロジェクト 投資資本が最低3兆VND（約168億円）でIRCや投資方針承認書発行日から3年以内に最低1兆VNDの投資資本を拠出する政府決定によるイノベーションセンター・R&Dセンター・大規模データセンターインフラに投資するプロジェクト等 投資資本が最低3兆VND（約168億円）でIRCや投資方針承認書発行日から3年以内に最低1兆VNDの投資資本を拠出する特別優遇分野に投資するプロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> 原則15年間にわたる優遇税率10%の適用 4年間の免税 & 原則9年間の減税
特定のサービス事業	教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツおよび環境分野の事業	<ul style="list-style-type: none"> 優遇税率10%の適用（全期間） 4年間の免税 & 原則5年間の減税（社会的・経済的に困難または“特別に”困難な地域^(*)に投資する場合は、9年間の減税）
特定の出版事業等	報道法に従った新聞販売業、出版法に従った出版事業	<ul style="list-style-type: none"> 優遇税率10%の適用（全期間）

*1 Decree 31, Decree 239 Appendix に対象地域を規定

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、ベトナムでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接ベトナムで裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社がベトナム税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、ベトナムにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際にライセンス取得手続きが必要となり、投資法上の制限業種では設立が認められていない事業や、ベトナム法人との合併が求められる事業が存在する。 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可。 移転価格税制など対応すべき法規制が多い。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 支店開設が認められている業種が銀行と法律事務所に限定されており、実務慣行も限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 支店開設が認められている業種が銀行と法律事務所に限定されており、実務慣行も限定的である。
駐在員 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所の活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人税の納税対象とはならない。 現地法人と比べて対応すべき法規制が少ないため、間接業務量が少ない。税金も基本は個人所得税のみ対応が必要となる。 外国法人の窓口活動、市場調査活動、投資機会および事業協力の促進活動などを行うことができる。 設立にあたりライセンス手続きを要するが現地法人と比べて容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。また、自己名義での販売契約締結や輸出入取引などの収益を発生させる営業活動が一切できない。 実際にベトナム国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。日越租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、ベトナム法人所得税が発生する。
出張 ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム進出の規模は相当程度限定される。 出張者のベトナムでの活動によっては、日本本社がベトナムにおいてPEを有していると認定される可能性がある。 出張ベースでの有償サービス提供の場合でも非居住者としての個人所得税が発生する可能性がある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

ベトナムのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦倉庫



(日越租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

- 外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
- ①常習代理人
 - ②在庫保有代理人
 - ③保険代理人



(日越租税条約第5条第6項)

3 建設PE

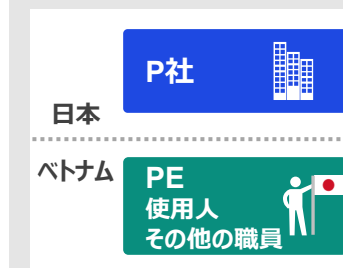
- 6か月を超える期間存続する建築工事現場、建設、据付もしくは組立工事またはこれらに関連する監督活動



(日越租税条約第5条第3項)

4 サービスPE

- 単一の事業または複数の関連事業について12か月の間に6か月を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務の提供を含む）



(日越租税条約第5条第4項)

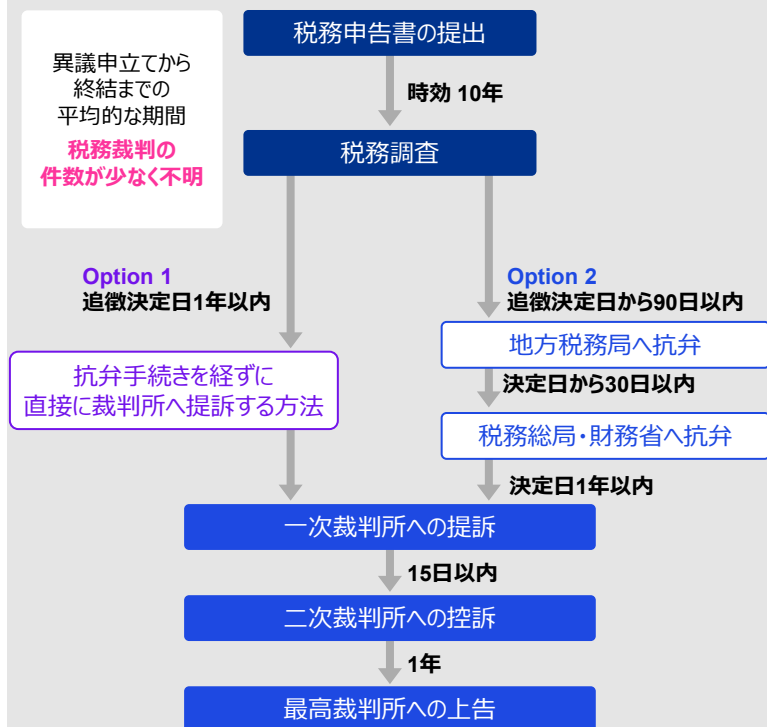
MLI条約の署名：2022年10月30日現在署名しているが未発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用：MLI条約の批准書を寄託していないため確定していないが以下が予定されている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でない適用対象外）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- ・ 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：General Department of Taxation（GDT）

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象法人の抽出方法
抽出方法は公開されていないが、候補対象リストが地方当局から公開されることがある
- ② 税務調査の大まかな流れ
通常のお知らせから終了までの期間
税務調査の大まかな流れ：税務局から書面での通知→現地税務調査→調査議事録→調査通知発行
通知から終了まで法規制上は20～30日間かかるものの、実際は議論内容によりさらに長引く
- ③ 一般的な対象税目、対象期間
対象税目：法人税（移転価格含む）、個人所得税、付加価値税、外国契約者税
対象期間：最長10年、通常は5年
- ④ 追徴決定後抗弁をせずに決定日から1年以内に裁判所に控訴できるが、通常は抗弁を行う
- ⑤ 一定の条件を満たせば、最高裁まで上告できる

ホットピック（税務調査の論点も含む）

01

グループ間の無形資産取引（技術使用料、特許使用料、 商標使用料、システム使用料等）や出張支援費用等の 損金性の否認

論点：グループ間取引で多額の費用計上がある場合、内容如何にかかわらず便益・事業関連性がないとして損金算入を否認しようとする。

対応策：ベトナム法人がその取引からどのような便益を得ているかの説明が合理的にできること、その成果物としてどのようなものがあるのか提示できること、等の事前準備が重要。技術使用料については技術移転法に基づく登録が必要かの検討を行い、必要な登録を完了させておくこと。

02

税優遇の適用誤りの指摘

論点：新規投資や拡張事業に該当すれば税優遇を享受できることがあるが、新規投資に該当しない、あるいは拡張投資に該当しないという理由で否認する。

対応策：税優遇適用の妥当性について事前に確認されないため、適用時により慎重に要件の確認を行い、適用する優遇措置の適用の根拠を取りまとめしておく。

03

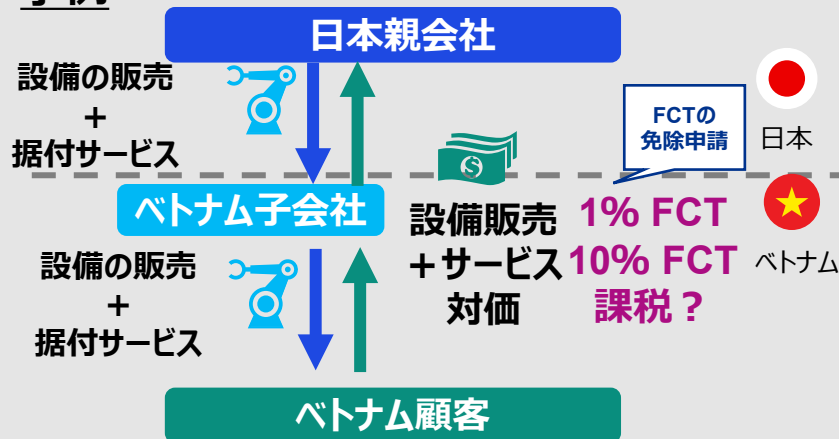
親会社からベトナム法人への出向者にかかる日本から支給される給与の 立替請求に対する外国契約者税の課税

論点：海外からの人材派遣サービスなのか、それとも出資元からの出向なのか不明の場合、人材派遣サービスとみなして外国契約者税を課税する。

対応策：出向契約書などで立替えの条項を適切に記載して適切な書類を整備すること、給与明細などで請求額が日本給与と同額で立替であること（サービスの対価ではないこと）が説明できる書類整備が重要。

ベトナムの課税事例（外国契約者税）

事例



① 課税内容（二重課税）

- 日本親会社の子会社を通じてベトナムの顧客に設備の販売を行い、設備納入後の据付作業を行っている
- 設備販売についてはインボイス価格の1%、役務提供には10%の税率で課税されていた
- ベトナムに免税&還付措置がないか、現地会計事務所に確認したところ、ベトナムの法律で適用申請はあるものの、体系が整っておらず実質的には無い状況とこのことであきらめている

企業の留意点

- ベトナムの法人税法上、外国契約者税は、PEの有無にかかわらず、外国法人がベトナム国内で所得を得ている場合には源泉徴収が必要。
- 租税条約の適用より、本件に係る外国契約者税（CIT部分）は免除される余地があるが、租税条約の適用申請が必要。なお、実務上は、ベトナム税務当局が国際税務に係る知識が乏しいことに起因し、免税申請を行った場合でも不合理な理由で税務調査時に免税を否認されるようなケースもある。

参考資料：外国契約者税（FCT）

**外国契約者税
FCT**

- 外国契約者が、ベトナム国内における組織または個人との契約等に従い、ベトナム国境内で経済活動を実施または所得を得た場合に、当該所得・付加価値税に対して課される税金である
- 外国契約者はベトナムにPEを有する否かを問わない

➔ **外国契約者税 = 法人税部分 + 付加価値税部分**

- 納税・申告方法：**
- 外国契約者による自己申告の方式
 - VAT：四半期または月次申告
 - CIT：確定申告
 - ハイブリッド方式：
 - VAT：月次申告（翌月20日まで）
 - CIT：発生つど（発生後10日以内）^(*)
 - ベトナム企業による源泉徴収の方式
 - 発生つど（原則として、発生後10日以内）^(*)
- (*) 税額計算：契約金額 × (右記) みなし税率 (簡便法)

代表的な外国契約者税の対象	みなし税率	
	法人税	VAT
課税対象となる物品の供給	1%	-
一般サービス	5%	5%
証券譲渡・再保険	0.1%	-
利子	5%	-
無形資産の使用・譲渡	10%	-

日越租税条約との関係

- 外国契約者税のVAT部分は、日越租税条約の適用対象外
- 日越租税条約より、利子、配当、ロイヤルティ、一定の証券譲渡所得、ベトナムにPEを通じて得た利得に対してのみベトナムに課税権がある
- 理論上、ベトナムに課税権がない外国契約者税のCIT部分は日本で外税控除の適用を受けることはできない

租税条約の免税申請手続き・申請資料

Circular80によると、事前に下記の免税申請資料を提出する。

- 免税申請書
- 契約書
- 認証済み前年度の所得受領者の居住者証明書

※税務当局は申請を受け取った日から30日以内（調査が必要な場合には40日以内）に書面により免税の可否を通知する。

※実務上、当該手続きの煩雑さや当局の租税条約に対する理解不足に起因し、当該制度の利用が進んでいない。

QDMTT

01

登録手続き

論点：

NotificationとTax code registrationの2種類の登録が求められる。

期限：

Notification：

最終親会社等の対象会計年度終了の日から1か月以内

Tax code registration：

最終親会社等の対象会計年度終了の日から1か月以内

登録内容：

最終親会社等の情報

ベトナム国内の法人の情報

ベトナム国内の申告納付等を主体的に行う法人の選定

02

申告および納税手続き

論点：

ベトナムQDMTTの申告期限は、最終親会社等の対象会計年度終了の日から12か月以内とされている。

03

OECDモデルルール・コメントリーとQDMTTの差異

論点：

特になし

ベトナムの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	20
ローカルファイルの概要	22
マスターファイルの概要	23
国別報告書の概要	24
開示申告書類（Appendix01）について	25
開示申告書類（Appendix02-04）について	26
移転価格調査の動向	27
移転価格調査に係るトピック	28
移転価格課税事例	29
ベトナム移転価格に係るホットトピック	30

移転価格税制の概要 (1/2)

1. 移転価格税制導入時期

2006年に初めて移転価格に係る通達が発行され、その後2017年5月の政令 Decree 20/2017/ND-CP および通達 Circular 41/2017/TT-BTC により、移転価格税制（文書化義務等）が本格的に導入された。

2. 関連者の定義

- 関連者とは、以下のいずれかのケースに該当する関係を有する当事者をいう。
 - 一方の当事者が他方の当事者の経営もしくは支配、または出資もしくは投資に直接または間接的に参加している。
 - すべての当事者が、他の当事者によって直接的または間接的に管理・支配されているか、または出資されている。
- 上記の関連者は、具体的には以下のように規定されている。
 - a. 一方の企業が、他方の企業の拠出資本の25%以上を直接または間接的に保有している関係
 - b. 二の企業がその他の同一の者によって拠出資本の25%以上を直接または間接的に保有される関係（例：会社Cからそれぞれ25%以上を出資されているA社とB社）
 - c. 拠出資本に関する最大出資者である一方の企業が、他方の企業の総出資の少なくとも10%を直接または間接的に保有している関係
 - d. 一方の企業が他方の企業に対して、あらゆる形態の保証または貸付を行う場合で、当該貸付が借入企業の所有者の拠出資本の25%以上を占め、借入企業の中期および長期貸付金の総額の50%超を占めること
 - e. 一方の企業が他方の企業を管理・統制するために取締役会のメンバーを任命している場合で、任命したメンバーの数が実行力または統制力を持つ取締役会の総メンバー数の過半数を占めていること、または、任命されたメンバーが財務方針や事業活動に関する決定権を持っていること
 - f. ある企業から派遣された取締役会のメンバー数が過半数である、または財務・経営について意思決定権を有する者を任命されている企業同士
 - g. 2つの企業が、人事、財務、経営面で親族によって管理または支配されている関係（親族の範囲は夫婦、実父母、養父母、継父母、義父母、実子、養子、継子、義理の子、兄弟姉妹、祖父母、孫、伯父伯母、甥姪など）
 - h. 2つの事業所が本社と恒久的施設の関係にあるか、またはその両方が外国の組織または個人の恒久的施設である場合
 - i. 企業が、当該個人による出資を通じて、または当該個人の企業における直接経営により、一個人の支配下にある場合
 - j. その他、一方の企業が他方の企業の事業運営に関連して経営に参加し、実際の決定を支配している場合、ある企業が、課税期間中に所有者の拠出資本の25%以上を譲渡したり、譲渡を受けたりする取引を行っている場合、企業を管理・支配している個人、または上記gに規定する関係にある個人との間で課税期間中に拠出資本の10%以上の金額を貸借している場合（Decree 132/2020/ND-CP Article 5）

移転価格税制の概要 (2/2)

3. 移転価格調査の時効	10年 (Decree 125/2020/ND-CP Article 8 (replacing Circular No.166/2013/TT-BTC from 5 Dec 2020))	
4. 独立企業間価格の算定方法	下記算定方法のうち最も適切な方法を選定 (Decree 132/2020/ND-CP4条、7条) ① CUP法 (独立価格比準法) ② RP法 (再販売価格基準法) ③ CP法 (原価基準法) ④ PS法 (利益分割法) ⑤ CPM (利益比較法) (TNMMに準ずる。製造、再販および役務提供活動においてのみ適用可能。)	
5. 事前確認 (以下、「APA」) / 相互協議 (以下、「MAP」) の適用可能性	日本との租税条約の有無 あり	実務上の適用可能性 あり 2014年のCircular201でAPA制度が規定され、2021年のCircular45でAPAに関するガイダンスが規定された。なお、2025年7月施行のDecree122/ND-CPにより、APA承認・署名権限は財務大臣に委譲された (過去年度において二国間・多国間APAは、財務省が政府・首相に諮問した上で承認・署名する必要があったため、これまでAPAの合意および署名実績はなかった)。

ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>以下の免除要件のいずれかに該当しない納税者</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間売上高500億VND未満、かつ関連者間取引総額300億VND未満 ベトナム法人がAPAにより税務当局と合意し、APA規定に従いAPA年次報告書を提出している場合 ベトナム子会社が単純な機能を有し、無形資産の開発や使用による収益の計上や費用の発生がなく、年間売上高が2,000億VND未満であり、純売上高に対する利払前・税引前の営業利益に対する割合（営業利益率）が一定率（販売業5%、製造業10%、加工業15%）を上回る場合 ベトナム国内の関連者のみとの取引であり、当該国内関連者と同じ法人税率かつ双方が税優遇を享受していない場合
2. 作成期限	法人税申告期限
3. 提出期限	<ul style="list-style-type: none"> 税務調査中は、ベトナム税務当局から提出要請を受けた場合、10営業日以内。 税務調査以外では、ベトナム税務当局から通知書が届いてから30営業日以内。なお、合理的な理由がありベトナム税務当局が認めれば、最長15営業日の延長が可能。
4. 作成言語	ベトナム語
5. 罰則	<ul style="list-style-type: none"> 遅延利息：未納税額に対して0.03%/日 罰金：追徴税額の20%または追徴税額の100~300% 手続き違反：法人（最高2億VND）個人（最高1億VND）
6. 留意事項	<p>移転価格文書上、CPMを適用する際は、Decree132により、35%から75%のレンジ幅が独立企業間レンジとしてみなされる。対象となる国外関連者との取引価格については、当該レンジ内にある場合、独立企業間価格とみなすことができる（2019年度以前の会計年度においては、25%~75%であった）。ベトナム法人の利益率が当該レンジを下回る場合は、ベトナム税務当局より中位値まで調整される可能性が高い。</p>

マスターファイルの概要

マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	LF同様
2. 作成／提出期限	LF同様
3. 罰則	LF同様

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">全世界の連結売上高が18兆VND以上の法人であって、最終親会社がベトナム法人である場合。最終親会社が外国法人で、その所在地国でCbCRの作成義務を有している場合。<ul style="list-style-type: none">➢ 自動的情報交換を通じてCbCRを取得可能である場合：ベトナム税務当局へのCbCRの提出は不要➢ 自動的情報交換を通じてCbCRを取得できない場合：ベトナム税務当局に提出する必要がある最終親会社が外国法人で、CbCRの作成義務を有していない場合、ベトナム法人は最終親会社に作成義務がないことの理由および法的根拠についての説明書類をベトナム税務当局に提出することができる。 <p>なお、日本とベトナムの間ではCbCRの自動的情報交換可能なため、在ベトナム日系企業の提出が不要である。</p>
2. 提出期限 / 作成期限	会計年度終了日から12か月以内
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none">遅延利息：未納税額に対して0.03%/日罰金：追徴税額の20%または追徴税額の100~300%手続き違反：法人（最高2億VND）個人（最高1億VND）
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	なし

開示申告書類（Appendix01）について

- ・ 関連者を有する納税者はすべてAppendix01を法人税申告時に同時に提出する必要がある。
- ・ Part II のうち「税優遇を有さないベトナム関連者のみを有する企業」においてはPart III、IVの記載は必要ない（Part II のその他の免除要件適用の場合は移転価格文書の作成は免除されるが、Part III、IVの記載は必要となる）。

Part	分類	具体的記載内容	備考
I	関連者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連者の名前 ・ 関連者がある国 ・ 関連者の種類 等 	—
II	移転価格文書化免除要件適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模企業 ・ APA締結企業 ・ 単純機能かつ十分な利益がある企業 ・ 税優遇を有さないベトナム関連者のみを有する企業 	—
III	関連者との取引概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の内容 ・ 取引金額 ・ 移転価格算定方法 ・ 自主的な移転価格調整金額 等 	—
IV	納税者の財務情報	財務情報を以下のように分けて記載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連者取引 ・ APA取引 ・ 第三者取引 	以下の業種ごとに異なったフォーマットを採用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、販売業およびサービス業 ・ 銀行業 ・ 証券会社および証券投資の資金管理会社

開示申告書類（Appendix02-04）について



Appendix02の内容に従い



LF作成

Appendix03の内容に従い



MF作成

Appendix04の内容に従い



CbCR作成

Appendix02・03 の内容および 作成・提出期限

- Appendix02およびAppendix03とは、納税者にLFおよびMFについて、チェックマークにより作成済であることを宣誓させる内容。
- 作成・提出期限は、Decree132により、法人税申告書と同時提出（決算日後90日以内）。
→ 提出しない、あるいはチェックマークがない企業に移転価格調査に入る事例が増える可能性がある。

Appendix04の 内容および作成・ 提出期限

- Appendix04とは、実質的にCbCRと同様と考えられる。
- 作成・提出期限は、Decree132により、最終親会社がベトナム企業の場合、最終親会社の会計年度末から12ヵ月以内に提出する必要がある（該当頁参照）。

移転価格調査の動向

ベトナムにおける移転価格調査件数、繰越欠損金減少額および追徴額の推移

	2022	2023	2024
移転価格調査件数	914件	892件	920件
繰越欠損金減少額	約13.9兆VND (約834億円)	約12.1兆VND (約726億円)	約9.1兆VND (約500億円)
追徴額（罰金を含む）	約1.4兆VND (約84億円)	約2.0兆VND (約120億円)	約1.8兆VND (約90億円)

出典：ベトナム税務総局。（General Department of Taxation（GDT）[Cục Thuế - Bộ Tài Chính - Trang chủ](#)）

- 繰越欠損金のある企業（赤字継続企業）が多額の指摘を受ける傾向は、今後も継続する見込みである。
- 最近の移転価格調査での主な指摘傾向は、以下のとおりである。
 - ✓ 法人税確定申告書に添付するAppendix01～03や、LF、MF、CbCRなどの移転価格文書の未整備は、自動的にみなし課税につながるため、非常にリスクが高い。
 - ✓ 会計年度末後3か月という短い移転価格文書作成期限が設定されているものの、法人税申告期限終了後すぐに当該年度の移転価格調査が実施されているケースは見られない。税務調査厳格化により上記傾向が変化しないか引き続きモニタリングが必要である。
 - ✓ 世界情勢の影響等により赤字となってしまったが、移転価格外要因による業績悪化であるという主張が当局から認められない場合においては、詳細な分析と資料の整備とともに、移転価格外要因であることを粘り強く説明することが必要である。

移転価格調査に係るトピック

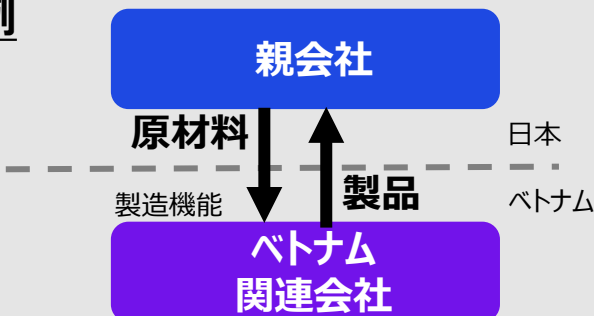
移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

業種	サプライチェーンが複雑な業種が頻繁に調査対象となる。具体的には、製造業（電子機器、衣料、自動車）、消費財、医薬品、金融サービス、テクノロジー・デジタルプラットフォームが該当する。
ベトナム法人の利益率	利益率が低い、または赤字が継続している。利益（損失）の変動が大きい、または利益率が安定していない。
関連者間取引	関連者間取引の割合・金額が大きい。 税務当局が特に注視する取引は、経営管理費・本社サービスフィー、ロイヤルティ・商標使用料、グループ内貸付・保証、ITサービスや営業支援サービスなどのグループ内サービスフィー、税制優遇を受ける関連当事者との取引である。
手続き上	開示申告書類（Appendix01～04）について、期限内での申告漏れや、特に実際に提出されるLF、MF等との不整合がある場合、また税務調査時に提出するLF・MFの作成不備・提出できない場合（ベトナム税務当局の独自の比較対象企業データを用いてみなし課税が行われる可能性が高い）。
対応方法についての助言	適切な移転価格文書およびベトナム税務当局向けに事実関係や移転価格設定の妥当性を説明する資料等を具備するなどの対応が必要となる。

移転価格課税事例

ベトナムにおける移転価格課税事例：低い利益率が課税を招いたケース

事例



状況

- 日本本社である製造業に従事する法人の事例
- 過年度の利益率が低く、調査を受けた年度の利益率が高かった
- 低利益率の要因はTP以外の影響であった

当局の主張

- ベンチマーク分析（四分位レンジ*1）の否定
比較対象企業の否定
- 特殊要因分析の否定
労務費や地盤沈下等、外部要因に関する費用についての分析の否定

上記により利益率の低い過去3年間の約20億円の更正が提案された。

*1 ベトナムの移転価格文書で用いられるレンジは35～75%であることに注意されたい。

結果

当局に対し、一部の特殊要因調整について証明する文書を提出し、四分位レンジの交渉を行った結果、約5億円の更正まで減額することができた。

- 利益率が低く、かつ上下がある場合、当局の調査を受けやすくなるため注意が必要である。
- 特に移転価格以外の要因による利益率の変動があった場合、当局に対し理解を求めるのは難易度がかなり高いため、事前に説明のための資料を集めておく等の対応が必要である。
- また、調査により課税の提案があったとしても、納税者の考えを主張することが重要である。

ベトナム移転価格に係るホットピック (1/2)

その他

項目	説明
移転価格税制に関連する最近の改正	<p>2025年2月10日、政府はDecree 20/2025/NĐ-CPを公布し、Decree132の一部規定を改正・補足した。Decree20は2025年3月27日から施行され、2024年度以降の税務に適用される。主な改正点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関連当事者関係の定義が改正された。貸付人や保証人が信用機関法の下で運営されている場合、「経営、支配、出資、投資」に関与していない限り、関連当事者関係には該当しない。また、第三者による同様の「経営、支配、出資、投資」の支配下にある場合も該当する。さらに、信用機関の子会社、支配下企業、関連会社、独立支店も定義に含まれる。・ ベトナム国家銀行の責務が拡大され、税務当局からの要請に応じて信用機関に関する情報提供が求められる。・ 移転価格に係る申告書のAppendix01が新バージョンに更新され、今後はこの新バージョンを2024年度の法人税申告書と併せて電子申告する必要がある。・ 支払利息損金算入制限に関する経過措置が設けられ、2024年以前に発生した支払利息損金不算入に関する指針が示された。
税務当局からの要請がない限りLFの提出が不要の場合、税務当局からLFの提出を実際に求められる可能性	<p>税務調査時に、LFの提出を求める傾向が強まっている。最近の事例では、VAT還付監査（移転価格とは無関係）でもLFの提出を求められたケースがある。納税者は現地の移転価格規制に完全に準拠するため、移転価格文書を積極的に準備・保管する必要がある。</p>

ベトナム移転価格に係るホットピック (2/2)

その他

項目	説明
税務当局のAPAおよびMAPに対する姿勢（積極的、消極的、ユニラテラルAPAを推奨する等）	<p>APA ベトナムでは他国とAPAを締結した事例がまだないものの、ベトナム税務当局はDecree 122/2025/ND-CPの発行以降、APAに対して積極的かつ改革志向の姿勢を示している。承認権限が財務省に分権されたことで、APA交渉の迅速化と納税者の確実性向上が期待できる。 なお、ベトナム税務当局内にはAPA専任チーム（2025年10月現在4名程度）が設置されており、税制・国際税務部門の下で運営されている。APAチームには毎年複数のAPAを交渉・締結するKPIが設定されており、従来の「様子見」はできない状況である。 現在、約20件のAPAが申請されている。今後、APA規定にも変更が加えられる予定である（商業データベースの利用要件の整合化、APAの遵守を監督・強制する仕組みの構築等）。また、ベトナム税務当局は、近い将来、日本企業の最初の二国間APAを締結・署名する予定である（前例を作るための比較的容易なケース）。</p> <p>MAP ベトナムのMAPに関する最近の政策動向は、OECD/G20のBEPS行動14（税務紛争解決の実効性向上）に沿った国際基準への整合を反映している。2021年12月31日付で税務総局（現税務当局）が発行した決定2049/QD-TCTにより、MAP申請の内部手続きが正式に規定された。 ベトナム税務当局は、MAP申請の受付通知を1ヵ月以内、条約相手国への受領通知を7日以内、2ヵ月以内に受理・却下・追加情報要請の判断を行う。なお、納税者は、MAP開始前に関連税金（加算税・利息含む）をすべて納付する必要がある。 ベトナムは2022年2月にMLI（多国間協定）に署名し、既存の租税条約をBEPS行動14基準に適合させることが可能となったにもかかわらず、納税者においてもMAPが有効な紛争解決手段であるという認知が十分でないことからMAP申請件数が少なく、手続きが複雑かつ時間がかかるといった実務上の課題が残っている。</p>

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省ホームページに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年11月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.